

重要事項説明書

1. 事業者

[事業者名称] 社会福祉法人 八千代美香会
[法人所在地] 千葉県八千代市村上641
[代表者氏名] 理事長 綱島 照雄
[電話番号] 047-482-8670

2. ご利用施設

[施設名称] ちば美香苑デイサービスセンター
[指定番号] 千葉市長指定 第1270400268号
[施設所在地] 千葉市若葉区佐和町322番地88
[施設長氏名] 渡辺 繁
[サービス提供責任者] 山口 鉄次 (デイサービスセンター主任)
[電話番号] 043-228-1300

3. ご利用施設であわせて実施する事業

介護老人福祉施設
短期入所生活介護事業 介護予防短期入所生活介護事業
居宅介護支援事業 地域包括支援センター
認知症対応型共同生活介護事業 介護予防認知症対応型共同生活介護事業

4. 事業目的と運営の方針

[事業の目的]

介護保険法の理念に基づき、通所介護を利用する要介護状態の者に対し、居宅サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話等や機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

[施設運営の方針]

- 1) 施設は、介護保険法の基本理念に基づき、利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように運営するものとする。
- 2) 施設は、利用者に対し、地域密着型通所介護計画を作成するものとする。
- 3) 施設は、家庭との結びつきを重視した運営を行い、千葉市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする

5. 施設の概要

<開設> 平成6年4月

<敷地> 7734㎡ <建物面積> 2428㎡

<建物構造> 鉄筋コンクリート造2階建（耐火建築）

<定員> 18名

1) 設備

静養室	: 1室	食堂兼機能回復訓練室	: 1室
相談室	: 1室	サービスステーション	: 1室
洗濯室	: 1室	一般浴室	: 2室
中間浴室	: 1室	特別浴室（家庭浴槽併設）	: 1室
冷暖房	: 全館	スプリンクラー	: 全館

2) 営業日・営業時間・サービス提供地域

営業日	毎週月～土曜日（1月1日～3日を除く） 祝祭日・大晦日も営業しております
営業時間	午前8時30分～午後6時30分 （利用者の事情により午後7時まで延長可能。）
サービス提供時間	午前9時00分～午後5時30分
サービス提供地域	千葉市内全域
受付時間	24時間対応 （営業時間外は宿直員が対応。）

3) 職員体制

	員数	勤務体制
管理者	1名	日勤 9:00～17:45
生活相談員	1名以上	日勤 9:00～17:45
看護職員	1名以上	日勤 9:30～15:00 （上記時間以外は併設特養の看護職員の協力体制あり）
機能訓練 指導員	1名以上	日勤 9:30～15:00 （上記時間以外は併設特養の看護職員の協力体制あり）
介護職員	2名以上	早番 7:45～16:30 日勤 9:00～17:45 遅番 9:45～18:30

6. ご利用いただける方

市町村の行う要介護認定で要介護状態と認定された方で、居宅サービス計画に当施設通所介護の利用が計画されている方。かつ、入院治療を必要とせず、他に感染する恐れのある疾患がない方。

7. ご利用方法

重要事項をご説明した上で利用契約を締結し、居宅サービス計画に組み込まれている当施設通所介護サービスの利用日にご利用いただけます。

8. 介護保険給付対象サービス

1) 送迎

リフト付き車両等により送迎いたします。事前に到着予定時刻をお知らせいたしますが、道路状況等により多少前後いたしますのでご了承下さい。

迎え	1便	7時45分～9時00分
	2便	9時00分～10時00分
送り	1便	16時15分～17時15分
	2便	17時15分～18時15分

※他の時間のご希望については家族送迎にてお願いいたします。

2) 食事介助

昼食を12時に提供いたします。歯の具合や健康状態によって主食はご飯・軟飯・全粥・ミキサー食、おかずは常食・きざみ・極きざみ・ミキサー食をご用意いたします。季節ごとのメニューや月1回程度の行事食も取り入れています。

3) 入浴介助

着脱・洗身・洗髪・整容等の介助を必要に応じて行います。浴槽は特別浴・中間浴・一般浴のいずれかをご利用いただけます。入浴の有無・回数等は別途ご相談下さい。

[一般浴] 歩行ができる方が対象で、銭湯にあるタイプの大浴槽です。

[中間浴] 起立程度ができる方が対象。機械式の浴槽（チェアーインバス）での入浴となります。

[特別浴] 起立や歩行ができない方が対象。機械式の浴槽での入浴となります。

4) 排泄介助

身体状況等により、トイレへの誘導・見守り等必要な介助を行います。

5) 健康管理

施設の看護職員により健康管理を行っています。日常的な検温、血圧測定、内服薬の管理や健康状態の観察・処置を実施しています。内服薬や外用薬等が処方されている方は必要量をお持ち下さい。

6) レクリエーション及び社会生活上の便宜

必要な教養娯楽設備（新聞・大型テレビ・体操器具等）を備えるとともに、レクリエーションや体操、季節の行事を企画し実施しております。

7) 相談及び援助

この事業では、利用者及び家族からの相談に適切に応じ、必要な情報の提供や援助を行います。

9. 保険給付対象外サービス

1) 食費

食材料費及び調理費になります。

2) 理美容費

毎月3回程度、出張による理髪サービスが利用出来ます。生活相談員又は送迎職員まで申し込んで下さい。

3) 利用者の選定により提供するもの

教養娯楽費（行事参加費・クラブ活動費）、サービス提供記録のコピー費、外食時の食事代等になります。

10. 費用について

別項『17. 利用料金表』にてご説明いたします。費用のお支払いは、月締めとさせていただきます、翌月10日頃に請求書を交付いたします。

費用のお支払い方法

- 1) ゆうちょ銀行及び全銀協の集金代行サービスにて徴収いたします。料金の合計額を翌々月4日に引き落とします。（4日が土・日・祝日の場合は翌営業日といたします。）

例) 4月ご利用料 ⇒ 5月10日前後に請求書を発行、3月利用料領収書発行
⇒ 6月4日指定口座より自動引き落とし
⇒ 6月10日前後に4月利用料領収書発行

- 2) 自動引き落としが出来ない場合は指定口座振込にて徴収いたします。料金の合計額を翌月末日までにお支払ください。

11. 非常災害対策

別途定める『消防計画』により対応いたします。尚、カーテン等には防災適合品を使用しています。

[防火管理者] 後藤 直輝

[管轄消防署] 若葉消防署 大宮出張所

防火設備	・自動火災報知機	・誘導灯	・非常通報装置
	・屋内消火栓	・防火扉	・ガス漏れ警報機
	・スプリンクラー	・非難階段	・防災倉庫（テント、発電機等）

12. 緊急時の対応について

通所介護サービスの提供時間内において病状の急変等、緊急に対応が必要な場合は、緊急連絡先に連絡すると共に、必要な措置を講じます。

1 3. サービス利用に当たっての留意事項

1) 送迎

当日の利用者数や道路状況等により到着時間が前後する場合がございますので予めご了承下さい。到着時間が大幅に変更となる場合は、事前にご連絡させていただきます。

2) 金銭・貴重品

現金・貴重品のお持ち込みはご遠慮下さい。ご希望のある方につきましては生活相談員にご相談下さい。※基本的には自己責任にて管理していただくことになります。

3) 所持品

<p>○デイサービス連絡帳</p> <p>○上履き（バレースューズ等かかとのある靴）</p> <p>○着替え、洗濯物を入れるビニール袋、バスタオル1枚（入浴希望者のみ）</p> <p>○昼食後薬（服薬されている方のみ）</p> <p>※サービス開始後、持参薬と薬情報情報異なる際などは、当日担当職員より確認のお電話をさせていただきますのでご了承ください。</p> <p>○リハビリパンツ・尿取りパット（使用者のみ）</p>
<p><その他></p> <p>○薬剤情報（又はお薬手帳）</p> <p>※初回利用時や変更が有りましたら、ご持参ください。</p> <p>○各種保険証（介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、健康保険証）</p> <p>※初回利用時や更新が有りましたら、ご持参ください。</p>

4) 設備・器具等の利用

施設内の設備や器具等は本来の用法に従ってご利用下さい。

5) 飲酒

飲酒は堅くお断りいたします。こちらで提供する以外は、飲酒は出来ません。

6) 喫煙

喫煙は所定の喫煙コーナーをお願いいたします。施設内での喫煙は出来ません。

7) 体調不良時

容態により、直接家族に迎えに来て頂くこともあります。送迎が必要な場合は原則自宅までとさせていただきます。

8) 迷惑行為

他利用者の迷惑となるような宗教活動、政治活動、営利活動その他の行為はご遠慮願います。

9) ご家族の住所等の変更

住所、電話番号等に変更があった場合は速やかにご連絡をお願いいたします。

14. サービス内容の変更・中止

次の事由に該当する場合はサービス提供を変更または中止させて頂く場合があります。

- 1) 当日、体調不良等でサービス利用を急遽中止する場合、サービス利用開始予定日までにお知らせください。
- 2) お迎えに上がった際、風邪症状がある時等は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- 3) 健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。この場合、家族に連絡の上、適切に対応いたします。

15. サービスに関する相談窓口・苦情等

社会福祉法第82条の規定により、本事業所では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えています。本事業所における苦情解決責任者及び第三者委員を設置し、苦情解決に努めることといたします。

苦情解決責任者	施設長 渡辺 繁
苦情解決担当者	主任 山口 鉄次 〔TEL〕 043-228-1300 〔FAX〕 043-228-3847 〔受付時間〕 午前9時から午後5時まで
苦情解決第三者委員	社会福祉法人八千代美香会評議員 宮崎 弘 〔TEL〕 047-482-8498 井上 綾子 〔TEL〕 047-433-5080

※その他、お住まいの市区町村介護保険担当課でも受付いたします。

[苦情申し立てから解決までの流れ]

- 1) 苦情申し立て…担当者に電話・面接・文書・FAX等により申し出ます。
- 2) 内容の確認……担当者が苦情の申し立て内容について確認をいたします。
- 3) 検討会議………調査確認を行い、必要に応じて検討会議を開きます。
- 4) 話し合い………申立者と施設側での話し合いを行います。
- 5) 解決………再発防止策を検討・実施いたします。

16. 個人情報の保護について

個人情報保護法、その他の関係法令により個人情報利用についての同意書を交わし、同意の内容を遵守した取扱いとします。

17. 利用料金表

1) 基本料金

① 3～4時間

介護度	地域密着型 通所介護 サービス費	処遇改善 加算 (×0.059)	特定処遇 改善加算 (×0.012)	介護職員等 ベースアップ 等支援加算 (×0.011)	自己負担金額							
					① 1割負担	② 2割負担	③ 3割負担					
					1	416単位 /日	25単位 /日	5単位 /日	5単位 /日	① 482円	② 964円	③ 1,445円
					2	478単位 /日	28単位 /日	6単位 /日	5単位 /日	① 553円	② 1,105円	③ 1,657円
3	540単位 /日	32単位 /日	6単位 /日	6単位 /日	① 624円	② 1,248円	③ 1,872円					
4	600単位 /日	35単位 /日	7単位 /日	7単位 /日	① 694円	② 1,387円	③ 2,080円					
5	663単位 /日	39単位 /日	8単位 /日	7単位 /日	① 766円	② 1,532円	③ 2,298円					

② 4～5時間

1	436単位 /日	26単位 /日	5単位 /日	5単位 /日	① 504円	② 1,008円	③ 1,512円
2	501単位 /日	30単位 /日	6単位 /日	6単位 /日	① 580円	② 1,160円	③ 1,740円
3	566単位 /日	33単位 /日	7単位 /日	6単位 /日	① 654円	② 1,308円	③ 1,961円
4	629単位 /日	37単位 /日	8単位 /日	7単位 /日	① 728円	② 1,455円	③ 2,182円
5	695単位 /日	41単位 /日	8単位 /日	8単位 /日	① 804円	② 1,607円	③ 2,410円

③ 5～6時間

1	657単位 /日	39単位 /日	8単位 /日	7単位 /日	① 760円
					② 1,519円
					③ 2,278円
2	776単位 /日	46単位 /日	9単位 /日	9単位 /日	① 898円
					② 1,795円
					③ 2,692円
3	896単位 /日	53単位 /日	11単位 /日	10単位 /日	① 1,036円
					② 2,072円
					③ 3,108円
4	1013単位 /日	60単位 /日	12単位 /日	11単位 /日	① 1,171円
					② 2,341円
					③ 3,512円
5	1134単位 /日	67単位 /日	14単位 /日	12単位 /日	① 1,311円
					② 2,621円
					③ 3,932円

④ 6～7時間

1	678単位 /日	40単位/日	8単位 /日	7単位 /日	① 783円
					② 1,566円
					③ 2,349円
2	801単位 /日	47単位/日	10単位 /日	9単位 /日	① 926円
					② 1,852円
					③ 2,778円
3	925単位 /日	55単位/日	11単位 /日	10単位 /日	① 1,069円
					② 2,138円
					③ 3,207円
4	1049単位 /日	62単位/日	13単位 /日	12単位 /日	① 1,214円
					② 2,427円
					③ 3,640円
5	1172単位 /日	69単位/日	14単位 /日	13単位 /日	① 1,355円
					② 2,709円
					③ 4,063円

⑤ 7～8時間

1	753単位 /日	44単位/日	9単位/ 日	8単位 /日	① 870円
					② 1,739円
					③ 2,608円
2	890単位 /日	53単位/日	11単位 /日	10単位	① 1,030円
					② 2,059円

				/日	③ 3,089円
3	1032単位/日	61単位/日	12単位/日	11単位/日	① 1,192円 ② 2,384円 ③ 3,576円
4	1172単位/日	69単位/日	14単位/日	13単位/日	① 1,355円 ② 2,709円 ③ 4,063円
5	1312単位/日	77単位/日	16単位/日	14単位/日	① 1,516円 ② 3,031円 ③ 4,547円

⑥ 8～9時間

1	783単位/日	46単位/日	9単位/日	9単位/日	① 905円 ② 1,809円 ③ 2,714円
2	925単位/日	55単位/日	11単位/日	10単位/日	① 1,069円 ② 2,138円 ③ 3,207円
3	1072単位/日	63単位/日	13単位/日	12単位/日	① 1,239円 ② 2,478円 ③ 3,717円
4	1220単位/日	72単位/日	15単位/日	13単位/日	① 1,410円 ② 2,820円 ③ 4,230円
5	1365単位/日	81単位/日	16単位/日	15単位/日	① 1,578円 ② 3,155円 ③ 4,733円

2) 各種加算

加算	地域密着型 通所介護 サービス費	処遇改善 加算 (×0.059)	特定処遇 改善加算 (×0.012)	介護職員等 ベースアップ等 支援加算 (×0.011)	自己負担金額 ① 1割負担 ② 2割負担 ③ 3割負担
入浴介助 加算Ⅰ	40単位/回	2単位/日	0単位/日	0単位/日	① 45円 ② 90円 ③ 135円
入浴介助 加算Ⅱ	55単位/回	3単位/日	1単位/日	1単位	① 64円 ② 128円

				/日	③ 192円
認知症加算	60単位 /日	4単位 /日	1単位 /日	1単位 /日	① 71円
					② 141円
					③ 212円
送迎減算	-47単位 /日	-3単位 /回	-1単位 /回	-1単位 /回	① -56円
					② -111円
					③ -167円
中重度者 ケア体制 加算	45単位 /日	3単位 /日	1単位 /日	1単位 /日	① 53円
					② 105円
					③ 157円
サービス 提供体制 強化加算 Ⅰ	22単位 /日	1単位 /日	0単位 /日	0単位 /日	① 25円
					② 50円
					③ 75円
サービス提 供体制強化 加算Ⅱ	18単位 /日	1単位 /日	0単位 /日	0単位 /日	① 21円
					② 41円
					③ 61円
科学的 介護 推進体制 加算	40単位 /月	2単位 /月	0単位 /日	0単位 /日	① 45円
					② 90円
					③ 135円
個別機能 訓練加算 Ⅰ (イ)	56単位 /回	3単位 /日	1単位 /日	1単位 /日	① 66円
					② 131円
					③ 196円
口腔機能 向上加算 Ⅰ	150単位 /回	9単位 /日	2単位 /日	5単位 /日	① 174円
					② 348円
					③ 522円
栄養改善 加算	200単位 /回	12単位 /日	2単位 /日	6単位 /日	① 231円
					② 462円
					③ 692円

介護職員処遇改 善加算 (Ⅰ)	各所定単位数の59/1000 (小数点以下は四捨五入)	—
特定介護職員等 処遇改善加算 (Ⅰ)	各所定単位数の12/1000 (小数点以下は四捨五入)	—
介護職員等ベー スアップ等支援 加算	各所定単位数の11/1000 (小数点以下は四捨五入)	—

注1) 各種加算は職員体制やサービスの実施状況など、一定の要件により変わってきます。

注2) 介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、サービス利用料の10割分を全額支払って頂きます。サービス提供証明書を発行致しますので、後日、お住まいの市町村介護保険担当課に提出しますと、払い戻しを受けることができます。

注3) 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、所定単位数の3/100を加算します。

注4) 利用者側のやむを得ない事情により2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合、その料金は4時間以上5時間未満の通所介護を行う場合の70/100を算定します。

3) 厚生労働大臣が定める1単位の単価

千葉市は三級地の取り扱いとなり、1単位は10.68円となります。

4) 取消料

当施設では、体調不良等でサービスの利用を中止する場合においても取消料等は頂きません。お休みをされる場合は必ず事前にご連絡下さい。

5) その他

項目		金額
食費 (おやつ代含む)	1回	750円
理美容費	1回	実費
教養娯楽費 (行事参加費等)		実費
コピー代	1枚	10円
工作費	1月	50円
フラワーアレンジメント費	1回	525円
日用品費		
尿取りパット	1枚	20円
紙パンツ	1枚	80円
紙オムツ	1枚	100円

重要事項説明書の同意書

令和 年 月 日

ちば美香苑デイサービスセンターを利用するにあたり、ご利用者に対して、本書面にて重要事項について説明しました。

事業者 [事業者名称] 社会福祉法人 八千代美香会
[施設名称] ちば美香苑デイサービスセンター
[指定番号] 千葉市長指定 第1270400268号
[施設所在地] 千葉市若葉区佐和町322番地88
[代表者氏名] 理事長 綱島 照雄 ⑩
[説明者氏名] 生活相談員 ⑩

私は、ちば美香苑デイサービスセンターを利用するにあたり、本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、これに同意しました。

利用者 [氏名] _____ ⑩

利用者代理人 [氏名] _____ ⑩

(続柄) _____)